県民の友

発行所 和歌山市小松原通一丁目 和歌山県企画広報課
編集印刷発行人 中村三郎
印刷所 和歌山県印刷所
刊行 1日11日21日發行
定価一部2円50銭

独立日本に自覚の一票
この一標出たい人より出したい人へ

渡米に際して

和歌山県知事 小野真次

私はこのたび、約二ヶ月間の予定で、九月十六日羽田空港を出発、渡米致すこととなりました。出発にあたりまして県民の皆様に一言御挨拶申し上げたいと存じます。

本県が全國でも有名な海外雄飛の県であつて、数多くの和歌山県人が北米の各地に、南米の各國に雄飛しておられることは今更申すまでもないところであります しかもこれらの方々が、終戦以来色々な形で困窮せる和歌山県のために寄せられた御好意の数々は私どものつとに感謝しているところでございまして、一度親しく在留県人の方々と膝をまじえ今日までの御厚情に対し県民を代表して御礼を申し上げるとともに今後の本県特産物の輸出振興、或は呼よせ移民の問題等々に関し御懇談申し上げてみたい、更には國際社会の上に十年間以上の空白を持つた日本人の一人として先進國アメリカの実態を親しく見聞し、特に自治運営の理論と実際についていささか勉強もしてまいりたいということはかねてからの私の念願であつたのでございます。

幸い、このたび県議会をはじめ大方各位の理解ある御賛同と御盡力によりまして渡米する機会を与えて下さいましたことを深く感謝している次第であります。

もちろん、行程二ケ月余の間にいくばくのお土産を県政の上にもたらしうるやは甚だ心もとないのでございますが、本県将来のためにいささかなりともお役に立ちうるよう努力してまいりたいと存じております。

私の留守中、いろいろな点で県民の皆さまにも御迷惑をかけることと存じますが、何卒万般御容赦の上、よろしくお願い申し上げます。

最後に皆様の御健康をお祈りいしたます。

小野知事は十四日午前十時二十分東和歌山駅を出發、十六日午後一時四十五分羽田空港發、パン・アメリカン機で渡米の途につく。

総選挙戦開幕
立候補両区とも三倍以上

衆議院議員総選挙は十月一日執行されることになり、五日告示、全國一せいに午前八時三十分を期して立候補者の受付を開始した。この日の届出は一区二区共八名宛計十六名で、順調にすべり出した六日一区一名、二区二名計三名、七日両区で一名宛届出があり、立候補者の顔ぶれも大方出揃つたようである。

かくて一区定員三名に対し、立候補者十名で三・三倍、二区は定員三名に対し十一名で三・七倍の競争率となり、いよいよ十月一日の選挙を目ざし、各候補による花々しい選挙戦が展開されることになつた。

衆議院議員立候補者（届出順）

第一区（十名―定員三名）

中谷武世（なかたにたけよ）	海、西脇野村	54	改
和田伝五郎（わだでんごろう）	和歌山市	50	社右
藪谷虎芳（やぶたにとらよし）	那、田中村	50	無
坊秀男（ぼうひでお）	伊、天野村	48	無
山口喜久一郎（やまぐちきくいちろう）	和歌山市	55	自
坂本正（さかもとただし）	東、西向町	26	共
高橋雅夫（たかはしまさお）	那、池田村	42	無
田中織之進（たなかおりのしん）	海、中野上村	41	社
今村長太郎（いまむらちようたろう）	和歌山市	52	自

第二区（十一名―定員三名）

松山常次郎（まつやまつねじろう）	伊、九度山町	68	自
寺本正男（てらもとまさお）	新宮市	39	無
町田義友（まちだよしとも）	田辺市	49	自
田渕光一（たぶちこういち）	東京都	52	自
山上為男（さんじようためお）	東、本宮村	47	共
玉井義一（たまいぎいち）	東、七川村	53	無
雑賀伊一郎（さいかいいちろう）	有、箕島町	53	自
楠山義太郎（くすやまよしたろう）	日、由良町	55	改
早川崇（はやかわたかし）	田辺市	36	改
世耕弘一（せこうこういち）	新宮市	59	新自
辻原弘市（つじはらひろいち）	日、切目川村	29	社
角猪之助（すみいのすけ）	新宮市	57	再建

写真は、立候補者届出受付風景

県庁機構一部を改編
事業課観光課は経済部へ
食糧課開拓課を廃止

県では県政運営の円滑化をはかるため八月三十日付で処務規定の一部を改正して、県庁機構を次の通り改編した。

経済部は、総務部事業課と土木部観光課が編入して、商工、観光事業、職業安定、労政の五課となり、

総務部は庶務、税務、統計、地方の四課、土木部は監理、道路、河港、計画、建築の五課となつた

農林部では食糧課を廃止し、その事務を農政課に移し、農政、農業改良、漁政、水産、林政、林業、農業協同組合の七課となつた。

農地部では、農地課が開拓課を吸收して農地開拓課となり、耕地課を二分して耕地第一課と耕地第二課とした。即ち農地部は耕地第一、同第二、農地開拓の三課となる。

なお知事公室の秘書、人事、文書、企画広報の四課、民生部の厚生、児童、保険、世話の四課、衛生部の医務、公衆衛生、予防、薬務の四課及び出納室には変更がない。

八月三十一日付で人事異動

県は八月三十一日、機構改革に伴う人事異動を次の通り發令した（カツコ内は旧任）

人事課給与厚生係長島本修（同給与係長）▲文書課法制係長事務取扱清水七郎（同課長代理）▲企画広報課総合開發係長加藤市郎（道路課補修係長）▲同産業計画係長中山栄市（同総合開發係長）▲企画広報課勤務高瀬功（庶務課長代理）、久保田正孝（那賀林務課長）▲統計課庶務係長事務取扱森本一義（同課長代理）▲同農林統計係長中筋通元（同産業経済係長）▲人口労働統計係長西前政治（労政課組合係長）▲同商工統計係長森實久（開拓課庶務係長）▲庶務課長代理、議事係長事務取扱土肥定夫（庶務課予算係長）▲庶務課財政係長阪口三木三郎（地方課庶務係長）▲地方課庶務係長雑賀忠興（地方課）▲税務課庶務係長事務取扱石橋利（税務課長代理）▲同普通課税係長岡眞房（同課税係長）▲同特別課税係長高松卯美（同調査係長）▲同税外收入係長雜賀昇（商工課商務係長）▲世話課援護第一係長射場悠三（同第一援護係長）▲同援護第二係長柳瀬清（税務課）▲商工課庶務係長本田光夫（同生産係長）▲同商務係長上野長久（同物産係長）▲同工務係長加藤正義（農地課庶務係長）▲同金融組合係長事務取扱依谷忠良（同課長代理）▲同保安係長中村義亮（同課）▲農政課食糧係長高田敏行（食糧課）▲同検査係長宮本徳之助（食糧課）▲漁政課庶務係長湯川英和（税務課税外收入係長）▲同漁業権係長事務取扱水端義人（同課長代理）▲農業協同組合課検査係長岡守夫（漁政課漁業調整係長）▲道路課補修係長下村鑒（同課）▲農地開拓課長田中毅（農地課長）▲同課長代理、管理係長事務取扱、坂口善熙（農協組課検査係長）▲同入植指導係長課長事務取扱▲同自作農係長久保田淳二（開拓課用地係長）▲耕地第一課長森本国男（耕地課長）▲同課長代理庶務係長事務取扱六川平一（耕地課長代理）▲同管理係長山崎利三（食糧課食糧係長）▲同農業水利係長芝山年之亟（耕地課水利係長）▲総合計画係長同▲耕地第二課長事務取扱農地部長▲同課長代理、土地改良係長事務取扱小栗正祐（耕地課）▲同災害復旧係長同▲開墾係長平野益人（開拓課開墾係長）▲医大病院課長代理小磯隆亮（海南保健所次長）▲計量検定所長奥野幸吉（食糧課長代理）▲海南保健所次長山田善夫（研修所）▲同衛生課長河野駒蔵（統計課人口労働係長）▲田辺保健所衛生課長井出源太郎（西牟婁地方事務所）▲研修所勤務浦田癸正（統計課生産動態係長）▲商工課勤務五十嵐重雄（同経営係長）▲計量検定所兼商工課勤務福田博（商工課権度係長）▲耕地第二課勤務三毛栄（開拓課入植指導係長）

保健所人事発令

県では保健所強化（係を課に昇格）にともなう人事異動を三日次の通り發令した。（カツコ内旧任）

公衆衛生課長長嶋隼人（田辺保健所長）▲田辺保健所長松井襄（御坊同）▲湯浅同堀良太郎（田辺保健所係長）▲御坊同岡村良夫（湯浅同）▲岩出同今村栄治（公衆衛生課長）▲予防課防疫係長山岡利三郎（岩出保健所長）▲県衛生研究所長松山雄吉（予防課防疫係長）▲衛生部勤務熊野誠治（西向保健所長）▲西向保健所長兼務尾崎権一郎（新宮保健所長）

選挙法改正の要点

今度の衆議院議員総選挙、教育委員選挙は、八月十六日公布九月一日施行の公職選挙法の一部を改正する法律（法律第三〇七号）、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三四七号）、公職選挙法施行規則の一部を改正する総理府令（総理府令第五六号）で行われます。

今回の改正は、現行法の欠陥を是正し、選挙の公明刷新、選挙運動の適正な制限、選挙運動費用の縮減、選挙の管理執行についての整備などについて自由且つ公平な選挙を目的としています。

その内容のうち最も重要なものは、選挙運動に関する改正で、金のかゝらない、そして品位ある選挙運動の実現を図つたものであり、選挙の管理及び執行の手続に関しては、その合理化を目ざして在宅投票制の廃止、同一氏名等の候補者に対する投票の効力、地方公共団体の長の決選投票制の廃止等、注目すべき改正を行つた。

これらのうち主なものを拾つてみよう。

運動の期間

選挙期間が長くなると金がかゝるというので、衆議院総選挙の場合は、選挙期日前少くとも二十五日（旧法三十日）前と改めた。同時に立候補の届出期間も五日間短縮して、立候補届出の締切りは、投票日の前十五日とした。又、都道府県知事及び都道府県の教育委員の選挙にあつては、少くとも二十五日前に、都道府県の議会の議員並びに地方自治法第百五十五条第二項の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙は、少くとも二十日前に、五大市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙では、少くとも十五日前に、町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙では少くとも十日前に告示することゝなつた。

供託金

立候補の届出の際に納めていた公営分担金は不要となり、その代わり、供託金は、衆院の場合は十万円に、都道府県教育委員は四万円に、市教育委員は一万円にそれぞれ引き上げられた。

不在者投票

これまで病気などのため、投票所に行けないもののために、そのものの家で投票の出来る在宅投票の制度が廃止された。

今回の改正の重点は何といつても選挙運動に関する点であつて、きわめて復雑多岐にわたり、その運用に当つては万全を期さなければならないのは勿論であるが、中でも個人演説会の制限、新聞紙及び雑誌の報道評論、氏名掲示などに関しては、衆議院議員選挙の特例とともに特別の注意をおい、公明選挙運動推進の一環として、充分の御協力を御願いします。

一般的な選挙運動

二十才未満の未成年者は、すべて選挙運動はできなくなりました。選挙事務所で、お茶をくんだりするような「労務」に従事するのは差支えないが、「〇〇候補」と連呼したり、「〇〇候補にお願います」とメガホンで呼び歩いたりすると違反になり、一年以下の禁固または、一万五千円以下の罰金になります。

戸別訪問は候補者自身でも全面的に禁止されました。だから選挙運動のために親や兄弟のところを訪ねても一年以下の懲役または、一万五千円以下の罰金に処せられます。

選挙に関する署名運動は候補者自身も、運動員も、第三者も出来なくなりました。平和署名運動などのように、単にそれだけを行うのは、かまわないが、少しでも選挙に関係のあるような場合は禁止されます。

このほか衆議院議員選挙の選挙事務所はこれまで二ケ所だけは認められていたが、一ケ所だけに制限された。候補者のところや、選挙事務所へ陣中見舞して、酒や菓子をもつて行くことは、これまで通り禁止され、贈つた者は二年以下の禁固または、三千円以上五万円以下の罰金に処せられます。

通常はがきの制限

衆議院の場合は、これまで候補者一人について三万枚だつたが、今度は一万枚に減り、都道府県教育委員の場合は、従来通り一万枚でいづれも無理であるが五大市の市の教育委員は三千枚、五大市以外の市の教育委員は一千枚を認められているが、これらは何れも有料となつている。

また自分に投票してもらうよう頼むとともに、他の候補者の氏名を書いて推薦することもできるし、一枚を数人にあて、發送することも差支えない。而しこの場合、あて先が余り多く数軒にわたるような場合は「文書の回覧」とし違反になるおそれがある。

もちろんこれ以外のはがきを選挙運動に使うことはできず、これらの違反は二年以下の禁固または、三千円以上五万円以下の罰金に処せられます。

（以下四面へ続く）

補導生募集

科目 経理事務・筆耕科
期間 六ケ月（昼間）
募集人員 三〇名
資格 義務教育修了以上・男女
募集締切 九月三十日
申込場所 最寄の公共職業安定所

語る座談会

この一票は政治をきめる

盛り上がる公明運動で 選挙のあり方 正しい人を選ぼう

八月二十八日衆議院が解散され五日告示、講和条約発効後初めての総選挙は、いよいよ来る十月一日に行われることになつた。

日本国憲法前文には「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は、国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と、国の政治のあり方を明記している。我々は厳粛な気持で、この人と思う立派な代表者を選ばねばならない。そして、そうすることによつてのみ、我々はより良い生活をかち得られるのである。

しかしながら、過去幾多の選挙には、何時も不正な選挙、選挙違反がつきものであつた。今度の選挙にもそうした危険性が多分に予想される。

そこで、今度の総選挙を独立日本の門出にふさわしい、清く、明るく、正しいものにしようと、先頃から、全国的に「公明選挙運動」が強く叫ばれて来たのである。

本県でも、下村海南氏を招いて講演会を開催する等、この運動に乗り出しているが、さらに県民の皆様の認識を高める意味に於いて、去る九月一日、選挙に関係ある人々による座談会を開いて、こゝに発表することにした。以下はその速記録である。

日時　九月一日午后一時
場所　知事室
出席者氏名（敬称略発言順）
大津英男（国警隊長）
小野眞次（県知事）
小川伊三郎（和歌山新聞）
宮井龍（県教育庁次長）
小瀧徳五郎（県選管委員長）
司会　根來主一（県総務部長）

先ず徹底的に粛正 選挙民の協力も大切

司会 本日は皆さん御忙しい中をお寄りいただいて有難うございます。

実は去る二十八日の衆議院の解散によりまして、来る十月一日には平和条約発効後、始めての総選挙が行われることゝなり、又十月五日には県並びに市町村の教育委員会委員の選挙も施行されるのでございますが、いつも選挙のたびに、公明選挙が叫ばれているのでございますが、その実は仲々あがらないので御座います。

今度の選挙に際しまして、どうして立派な、公正な選挙を行うか、ということ、又公明選挙の推進を、どういう方法によつて推進して行くかという問題について、皆さん方の御集りをお願いいたしまして、隔意なき御意見を承りたいと存ずるので御座います。どうかよろしく。先づ選挙が近づくにつれて、相当事前運動が各所に起つているという新聞の報導で、全国的にやかましく言われているのですが、県下におきましても、先般の新聞報導によると、注意された件数が八件あるということが、出ていましたが、取締の立場から国警隊長さんにお願いしたいと思います。

大津 私共は選挙違反が多くあつて、警察が、それを取締るのに忙しくて、検挙の数が多かつたということを別段自慢したいと言いますか、意外に早かつたので、少し公明選挙運動の方が、手おくれになつているのではないか

という感じもするのです。

それと先程お話があつたように、新聞にも大分事前運動が行われていることが報導され、又ある新聞には、その人の名前まで發表されているというようなことも、見たのでございますが、これに関連して、一つ二つ国警の方から申し上げておきたいと思います。

まあ事前運動と別段定義する必要もないことだと思いますが、とにかく特定の選挙を目当にして、特定の候補者を当選させようとか或は投票させないようにするとかいうふうなことで、色々なことをやつている。こう言うことが選挙運動ですが、これが選挙の届出前に、要するに公職選挙法で認められた期間外に、この運動をやると、事前運動になる。これはまあ取締を当然しなければならないのでます。国警の立場として、今も（警告等もやりましたけれども）これは選挙管理委員会を通じて警告していたゞくという立場で来ているわけです。

で、先般選挙管理委員会を通じて一部の方に、警告を發せられたわけであります。

これにつきましては、氏名が新聞に出ていましたけれども、少なくも本県の中では、新聞にもこの点報導されましたが、氏名の方は出ていませんし、国警本部の方から言つて来ていますのでも、国警本部としては、別段氏名を發表していないのであつて、唯件数だけを發表したに過ぎないと言つている。若しこう言う点について、警察側或は、選挙管理委員会の方でも同じだと思いますが、公に發表したものでないから、警告をうけたものが、そのために有利だとか、不利だとかいうことで、若し抗議を申して来られても、こちらは全然責任を負う限りではありません。

その点は皆さんにも、御了解を願つておきたいと思います。この事前運動として警告を受けた一部の人も主として先般の紀北の災害、水害の関係で、御見舞というようなことに便乗して、いろいろの形式犯というふうな面が、あまりに目に余る程度になつて来たということから、こう言う警告を發したわけであります。今後においては、形式的な犯罪ということにつきましても、同じ様な態度でありますが、国警としては、形式的な犯罪に追われているというのではならないのであつて、今後においては、実質的な面の取締に重点をおいてやつて行こうと思つています。

私の方として公明選挙運動について希望したいことは、事前運動については勿論でありますし、或は告示後の選挙の運動期間中に入りましても、矢張り候補者の悪質な運動をたたいて徹底的に粛清するということが、公明運動のねらいだと思いますから、十分その点について、投書の形でも良いし、或は又申告して戴いても結構ですし、堂々と警察取締当局に知らせていたゞくということが結局公明選挙運動をやつてゆく上にとつて、取締の面から裏付けをして行くという恰好になるのではないかと思います。

まあ純真な気持で大いに選挙を明朗にしていたゞくと同時に、悪い面については、徹底的にたたいてやることが必要であると思います。どこかの県で、監視班を置くというようなことが、新聞に出ていたと思うのですが、それ位の気持で、公明選挙運動を盛り上げると同時に、取締面にも協力していただくというように、お願い申し上げたいと思います。

法定選挙費で十分

司会 選挙運動が、どんどんやられて行くのにも、法定選挙費の関係が大いにあろうと思うのですが、今度の衆議院の選挙の場合の一区と二区との法定選挙費はどの位ですか。

小滝 選挙費の計算の仕方は難しいのですが、大体現在では、一区は四十万四千円、二区では、三十四万一千八百円となつています。

小川 これは有権者数によつて違いますね。

小滝 告示日現在の有権者数を定員で割つて四円をかけたものです。

この選擧費用ま[illegible]とすると、知事選挙の場合には二百四十万円使えることになりますね。

小川 知事さんの選挙のときは、計算の仕方が、かわるのではないですか。

知事 違うんですか、選挙の種類によつて違うんですか（笑声）

宮井 小滝さんにお伺いするのですが。

小滝 いや、そうではない実際に公明選挙で正しくやる場合には、これでやれると思う。

大津 これに加算されないでも良い費用が幾分あるからね。例えば候補者自身が動く費用のようなものは、加算されないんですね。結局ほんとうの公明選挙なれば、やれないことはないというわけですがね。できないという常識ができているのですね。

小滝 ところで一方で考えてあげねば、ならないことはですね。に、旗を持つて、ついて行くのはかまわないわけだね。候補者の名前を言えば選挙運動になりますか

小瀧 連呼はいけません。これは選挙運動の一つです。

大津 それは明かに選挙運動でしようね。

知事 既に候補者もきまつているのだし、旗に名前を書いているのは良いが、口で言えば悪いというのも、おかしなものだね

小川 旗をもつて行くこと、そのものが選挙運動になるのではないでしようか。この見解はむづかしいですね。

大津 今年は旗が一本しかないから、大して問題にもならないと思いますがね。

花火線香では駄目 運動を根強く続けたい

知事 それで私の心配するのは、公民館を指導している者に、政党員はないですか。その場合には危険があるね。例えば婦人会が非常に濃い立場で指導するといつても、婦人会の主脳部が政党人では、正しい立場で指導出来ない。

宮井 一部の人に左右される危険がありますからね。山形県の婦人会が成功しているが、指導者が良かつたのでしようね。

小川 特定の政党の選挙運動になつてしまえば、何にもならんからね。

宮井 組合などが中央からの指示を眞にうけて、それ一本槍

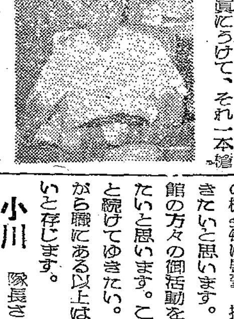

で行くと間違いが起ると思う。個々の批判にまかせて、たとえ逸脱したものがあつても良いと思う。それを許してゆくという組合の行き方でなければいけないと思う。

司会 機関としては、矢張り公民館あたりが、政治の意識の向上とか、政党の政策の研究として一番適当だと思いますね。知事さんの言われた危険がありますが。公明選挙推進の問題で、選挙粛正運動というようなものを、各市町村でやつてもらつてゆくのは良いですね。今度の公明選挙運動は地方自治庁が第一線に立つてやろうという声明も出して色々やつて戴いているのですが、解散が意外に早かつたので、この運動が、ただ軌道にのつてないと思うのですか。委員長さん、この運動を下へ下げて行く問題について何か御意見をどうぞ。

小瀧 御説のように、計画は出来たが、それを実行に移す間がなくて解散になつたわけですから、機関が出来たが、それを下に流すことが出来ていません。私の方は政党には全く無関係ですから、期間中といえども、機会のある限り、啓蒙なり、公明選挙の講演に廻りたいと思う。又こ[illegible]下に徹底するために、青年団の方々、婦人団体の方々の御協力をお願いするよう話を進めています。又この程知事さんのお骨折りで、下村先生に来てもらつて、先生の宏遠な知識を承けたまわつたのですが、更に先生が近くこちらに御見えになるので、その機会に、どこか適当なところで、更に先生の講演会を開催いたしたいと思つています。第二段としては、この公明選挙、政治意識の昂揚は常時しなければいけないので、常時そう言うことをして戴く機関として、成人講座を充分活用していたゞき、その機会毎に啓蒙、指導していたゞきたいと思います。又先程の公民館の方々の御活動をもお願い致したいと思います。これは将来ずつと続けてゆきたい。私も及ばずながら職にある以上は全力を尽したいと存じます。

小川 隊長さん、選挙の違反ですが、従来は選挙が終つてから、検挙に着手したのですすが、今度はどうですか。

大津 必ずしも、そうぢやないというのが、中央の意向らしいですね。矢張りそれ位まで行かなければいけないですね。

知事 私も公明選挙の方法を考えて見るが、仲々効果的な方法が、ないのですが、結論として一番効果のあるのは、峻厳な検挙だと思うね。これが一番効果的だね。

大津 そうです、それなしではできないですね。又それには、有権者の皆様に捜査に協力していただかないと、うまく行かない。

小瀧 これも昨日聞いた話だが、前回の選挙で公務員の選挙違反が相当あつたとのことです。講和後初めての選挙だから、公務員の方に対し特に厳正にしていただきたいですね。国家の前途を祝えるような立派な選挙に終りたい。最高検察庁としては選挙違反をあげて、そして成績を上げるというような考えは毛頭もつていない。立派な選挙で終ることを願つている。

小川 二十才以下の学生や生徒の選挙運動ですね。これなどもやはり厳重な通牒を出さぬと、こういう違反が相当出ると思いますね。

宮井 私は多かつたのはやつぱり組織があるからだと思つています。或る程度よさと共に悪い点があります。それは末端で充分理解されていないのに命令を出すからです。選挙の何たるかを充分理解していないで命令通りにやつているところに相当ミスが出て来ているのですね。

教員のそうした問題は前の選挙の場合二三あつたのですから、やつぱり一種の無智ですね。こんな非常識なことを何でやつたかということを、組合からもつて来たものをうのみにして自分が判断しないでやつているわけです。

公務員は公務員としての職責もはたさねばならない。それと小滝さんのおつしやられたとおり、公明選挙は線香花火ではいけないのでやはりこれは根強く続けて行かねばならないんです。

知事 小滝さん今の話は、今年は公務員の選挙運動を厳粛に取り締るということですね。

小瀧 いいえ、厳粛にすれば、反対に波瀾をよぶ。おそらくその意味は広島の地帯に大きな事件があつたからでしようね。市の選挙関係者が全部やられたんですな。何十人といつしよにやられたんです。あれは全く組織的でしたものね。それはもう検事さん御指摘になるように非常に悪いことで、大いに慎しまねばならないです。

新聞の責任は大きい 婦人青年層は正しい運動を

司会 公民館活動とか色々ありますが、公明選挙をば原動力となつてやつていたゞくものとして青年層とか婦人層に呼びかけて行くのが一番良いのじやないかと思われるんですが、やはり先ほど知事さんもお話になつたように、その人が政党に属しているということなら非常に又危険があるということになるんですが、この点どうでしようか。だんだんよくされて行く方法として。

知事 青年にしても婦人にしても、中には現実の問題としてでも、和歌山県の婦人会の指導者のうちには政党に這入つていると称せられる人があるから、必ずしも百パーセントきれいではないと思うが、他の選挙界の腐廃に比べるとよほど清浄なものだと言える。

現に青年団の諸君にも話したんだが、この間の青年団が白浜で大会を開いた時に、再軍備反対の決議がまさになされるところまで行つた。その青年団が、指導のもとに今日の選挙を正しく導いて行くということは非常に危険を感ずるのじやないかということを私は諸君に言つたんだが、（するとそれはもう全然とばしてしまつて、そうでない立場でやるんだといつていましたが）そういうことは程度の問題だが、強く行われているとすると、よほど考えねばいかんと思いますね。

小川 人を得ることが大事ですね。

知事 人です。この間下村海南さんが、政党を選べと言うたんですが、結論としてはそうならねばならないかもしれないが、何といつても人ですね。

小瀧 人です。下村先生のおつしやるのは政党政治の真諦から出た言葉、知事さんのおつしやるのは現実の政治から出た言葉です。現実の政治から出れば、やつぱり現実の問題として処理して行くのが至当です。

大津 勿論そうです。

小川 理論的に議会政治を解剖して行くと結局政党ということになるんですがね。

知事 私はいつも思うんですが京都の知事が社会党の知事でしてね。大阪の赤間君が自由党の[illegible]

独立の門出
違反のない選挙

に思われたい。立派な選挙が出来ることが勿論一番望ましいことであります。そのためには公明選挙運動というものを大いに推進していただくということが、一番必要なことだと思いますが、どちらかと言えば、恐らく解散が早すぎたと

選挙運動には、色々実質的な犯罪或は、形式的な文書書画に関連するような犯罪というふうなものがあるわけですが、まあできるだけ形式的なものは、警告してもらつて、やつて行こうということ

[illegible]く有権者数を基礎としているのですか。

小滝　いや告示日現在の有権者数の計算で、こういうようになるのです。

知事　本県の有権者六十万

ことをねらつているんでしょうね。オーバーするに違いないから、なるべく少く押さえておくと言う考え方になつているのでしょうか。四十一万という金は、選挙期間から見れば少なすぎると思う

くを償るにも、選挙といえば、よけい取らねば損のように取る。それを常識で見、その費用でやれないことはないとか、使いすぎるとか、いうのもその立場に立つてあげれば、もつともなところもありますね。まあ而し昼前通りやつてもらわねば許せないことですがね

宮井　今年は二〇才以下の学生がやることが出来ないのですね。以前は相当、小学校、中学校の生徒が協力していたようですが。やれないと法定選挙費を相当上廻るのではないですか。

小滝　選挙運動は出来ませんが、労務の提供は差支えないわけです。これも非常に微妙なものですがね。

知事　労務の提供と選挙運動の境が一寸わからないね。

小瀧　それが非常にむづかしい。押しつめて行くとね、卵が先か雛が先かというような議論になりますからね。

知事　例えば連呼する場合

限界はむつかしい
問題になつた事前運動

司会　どなたかこの問題で、御意見をお願いします。

知事　あれはどこが發表したのだろうか名前を。

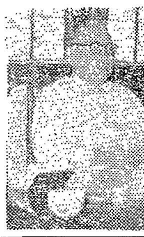

大津　あの名前は結局發表してないのです。發表してないが新聞に出たというので、どこから出たのか判らないのです。(一同笑声)

知事　〇〇君だけ入つてなかつたね。

大津　〇〇さんも入つてなかつたようです。而し本県だけでなく、各県が出ていましたからね。地方版に出たときには、名前が皆伏せてあるのですがね。

知事　中央で出たわけですね。

大津　そうらしいです。

小川　ああいう名前を新聞に發表すれば、法的には、つまり選挙防害になるというようなことはないのでしょうか。

大津　私は見方が二つあると思うのです。あのように名前が出たのでは、あんなことをする人には、協力出来ないという気持と、名前が逆に知れたのではないか、と言うのとね。まあ結局名前を出さない方が良いのではないかと思いますね。

知事　仲々むづかしい問題だね。

小川　而しそう言つた事前運動のあくどいものも中にあると思うのですが、そう言う場合はむしろ新聞に書いた方が良いのではないか。そうすることによつて本人は非常に不利益をこうむる。不利益をこうむるならば、やらなければ良いわけですから、むしろ書いた方が良いんぢやないかと考えられるのですが。

大津　色々見方があつてね。私の方は結局捜査して行つて検挙面で現わすことゝ、検挙しないですむなら、警告とか、新聞でたゝいてもらうという様に、その時、その時の問題によつて考えて行かねばならないと思います。而し少くとも選挙干渉に亘るような、感じをうけるやり方は絶対に慎まねばならない。

小川　特に国警公報に推定だけ書くとか言うことになると大変ですが、公平に取締当局が發表したものをですね。新聞が取り上げて出すのは、むしろ公明選挙の主旨から言つて正しいんではないかと、我々新聞側のものは考えているのですがね、而しそれは選挙防害ということになる恐れはありますか。

大津　結局事犯によるでしようね。極く軽微なものを、非常に不利益になるような扱いをしたらね。

充分良識をもつて取締にあたらないとね。準備行為と、事前運動の境の判明しない点も場合によつてはあり得ますからね。この点がむづかしいですね。

小滝　事前運動は見方によつては、影響するところが非常に大きい。というのは、我々の経験から申しますと、常時選挙運動をやつている人は、選挙を前に控えたからと言つて、所謂事前運動として、あわてゝしなくても良い。常識からいう事前運動は年中やつているわけである。ところが始めて出る方は、名前を知らすという必要から、矢張り何かの方法を講じておかないと、古い人との太刀打が出来ない。そこで、無理であつても何か運動をしようと考えるわけである。その考えの良い悪いは別問題として、選挙に臨んで一人前に当選圏内に入ろうとすれば、何か事前運動をして選挙に望もうとするわけである。

事前運動というものゝ定義は、所得税法の所得の定義と同じようなもので、いつまでたつても確然とした定義はないのですね

宮井　正しい意味の事前運動ということは、当然必要なことですがね。而しそれが個人の利益にするという形式に陥りやすいし、又、相手方を特定の人に向けて行くという点に矢張り事前運動の悪質化ということも考えられますね

大津　言論機関の場合でも、この前、的場さんから言われたのですが、新宮の方の小さな新聞で、今度の改正公職選挙法で禁示せられている例の人気投票をそのまゝやつていたのですね。これは公選法が変つてまだ効力の發生しないところを、むしろねらつてやつたようなんですね。今度の公選法に禁止されていることを知つていてやつたのか、知らないでやつたのかは、判りませんが、公明選挙を大いに、推進してゆかねばならない言論機関が、あゝゆうような行き方をするのは、全く感心しないと思いますね。

小川　今度法律改正になりましたのも、各県で、そう言つた人気投票をやつたからでしょうね

大津　まだ美人投票位なら良いですがね(一同笑声)

知事　一寸事前運動の区別の境がつかないね。私自身が次の選挙に出る場合に、県政に忠実なことが、そのまゝ事前運動になるのですからね。これが一番善良な事前運動です。県民のために、つくすことがそのまゝ事前運動になるわけですね。それだけに境がはつきりしないものがありますがね

小滝　選挙運動については、取締の立場から云えば、法文を厳密に整理しなければならないということも、もつともなことであるが、これをだんだん議論を押し進めて行くと芝居掛りになりますね。昨日もこう言う話があつたのですがね。今度改正の公職選挙法によりますと、ポスターを貼る場合に、その建物の管理者に承諾を得なければなりません。ところが現在は家が非常に不足している。一軒の家に、四人も五人もの世帯が同居している。この場合に誰に承諾を得たら良いかという質問である。これに対する当局の答えは、常識から見て、三家族居ろうと四家族居ろうと、主としてそれを支配している人があり得る。その人に承諾を得れば良いというのである。事実上そう言う人が無いとすれば、四家族あれば四家族の承諾を受けねばならないか。と更に質問をすると、それに対する答えは、ポスターを二階に張るときは、二階の人に、下にはるときは下に住んでいる人に承諾を得れば良いぢやないかと言つていましたが。まるで狂言の様だ。

宮井　一枚のポスターでも仲々難しいものですね。

政治意識向上の要
正しい政治教育を望む

司会　そうすると候補者の人物、識見の判断の機会を与えるためには、演説会を多くすることは、一番良いということですね。

一同　まあそうでしようね

司会　短い日数で数多くやることは難しいですがね。さきの選挙の時の立会演説会の状況は、どんなものですか。

小瀧　立会演説会は、どこでも大入満員です。個人の場合は駄目ですね。

大津　立会の場合は比較、できるから良いのでしようね。

知事　私はこの前、立会演説会の反対を立会演説会でやつて廻つたが、政府の立会演説会には、四十分という時間の制限があつてね。各人の討論を許さない。各人がやりつぱなしですね。政府の分は止むを得ないとしても、青年団とか婦人会の主催のときに、各々意見の發表がある。その時、相手の發表に対して質問をし、又それに答えるということろまでゆくと、聴衆は利口になるがね。そこまで行かないと、人に作つてもらつた文章と自分の文章との区別がつかない。

小瀧　ところが前にも申し上げたように、有権者の方が、ー甚だふみつける様で悪いのですがー政治的な知識を充分にもつていませんから、言う人毎に、その説を聞いてもつともだと感心している。

宮井　放送討論会式なものにして集録するのも、一つの方法かも知れませんね。

小川　その点でほんとうの意味の公明選挙には、選挙民の自覚というか、政治意識の向上が何よりも必要だと思いますね。例えば新聞で与論調査をやつても、重大な政治のテーマに対しても、ワカラナイと答えるものが非常に多い。再軍備なんかにも何拾%ものが、ワカラナイという答を出している。こう云う点から見て、単に形式的な、又技術的な公明選挙を推進するよりも、政治意識を高め、政治に深い関心をもつて、自分自身の手で代議士をつくり、又国会を作るというように、主権が国民にあるという自覚から出發しないと、ほんとうの意味の公明選挙が出来ないと思う。

知事　然しそれも理屈だが、例えば、再軍備を必要とするか、どうかという問題にしても、吉田さんと吉田さんが意見が違う。兎に角日本で一番政治を知つた人達が意見が違う。我々が分らないのは　むしろ当然である。

小川　わからないなりに自分で意見を持ちたいものです。

知事　そう一応意見をもつことは必要です。然し間違つた教育をされるのも困るね。

小川　それが両極端なんですね。一方では学生とか、若い人がしきりに再軍備反対を唱える。そうかと思うと一方には全然無関心なものが居る。こう言うところに政治の貧困があるのですね。もう少し常識的な政治を知ろうとする心構えが一般にないように思えるのですが。これではいけないではないか。

宮井　我々が中小学校時代よりも今の子供の方が、選挙ということに関しては関心をもつているね。政治意識の向上とか、公明選挙の推進など、市町村の公民館などが中心となつて動きかけるのは良いのではないでしようか。

ん(爆笑)

小川　そりやあ議院内閣制と地方との違いでしようね。動きがとれんでしよう。政党人だと党の主張が混同しますしね。

司会　小川さん、朝日、毎日、読売が、公明選挙に対して共同声明を出していますが、新聞協会としてそういう協力をして戴けるでしような。

小川　私の所は日本新聞協会へ加盟していますので、協会の方から通牒が来ていますから、新聞協会自体として進めて行き大いに協力することになつています。又私の社自身もその点出来るだけ助力を尽したいと思つています。

司会　県下の加盟新聞はどのくらいありますか。

小川　日本新聞協会に関する限りうちの社一社です。

この間地方新聞協会を社団法人にいたしました。これは本県で發行している、月三回以上出してい

(四頁へつゞく)

二當一落を打破
そして、誤つた観念も

司会　法定選挙費の問題は大体今、皆様方から御伺いしたのでありますが、実際的の選挙費用が、それ以上にかさんでいるということが、一般に言われています。特に二当一落とかいう言葉が最近出来ているわけですが、益々選挙が腐敗して行くのではないかと思います。この問題について、皆様の御意見をお願いします。

知事　候補者自身のつかえる金を計算すると大体どの位になりますか。候補者自身の乗る車代とかを計算すると相当な金額になると思うのですが。

小瀧　そうですね、相当多額になると思いますが、まだ計算したことはありませんが。

大津　候補者が演説会などで歩く場合、泊る費用などを入れると相当になるでしようね。

知事　候補者の乗る車に他の弁士が乗つてもかまわないのでしようね。

小瀧　候補者が乗つている場合は加算されないのです。

唯今根来部長さんが言つたことについて私は思うのですが、それは選挙ということをですね。日本では戦争の様に考えているが、これは根本から拭い去らねばいけないと思う。すべて選挙ということ戦争と考えている。誰が勝つたとか、誰の地盤へ進軍して行つたとか、誰と誰が伯仲して死斗をしているとか言うようにね。

知事　元来家康戦だからね(一同笑声)

小瀧　それがですね、今日の民主的な政治の根本理念からして、このような観念を拭い去るということが、一番必要であると思う。

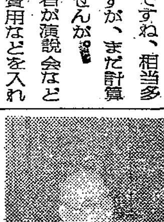

候補に立たれる方は、矢張り代表者として自信満々の方であり、誰しもその方は適当な方であると思われる方のみです。その方が互に戦争ゴツコをして政治を代表するという根本観念が誤つている。公明選挙は先づこの点から出發して行かねばならない。

選挙と政治の面の教育というか、啓蒙というか選挙毎に公明選挙とか、啓蒙運動とかをやらずに、常にこれをつゞけて行く。そうして選挙によつて出た方は、真に信頼すべき、自分等の代表者であることを、はつきり認識して、仮りにその観察が間違つていれば、次の選挙には、更に、政治的な面から検討して、適当な人を選ぶというように、選挙民の方に頭を入れかえてもらうということ。又候補者に立たれる方も、政見を發表されて、その政見を実現すべく議会で努力されていることは思うが、実際過去における事実を観ると、掛け離れたことのみに動かされている実例が多い。

選挙民の考え方において遺憾の点もあるが、代議士の方々にも、もう少し考えて戴かねばならんこともあると思います。

このような欠点は、有権者の知識を向上することによつて、補われねばならない。その向上には、公の機関、或は婦人会、青年団体などの方によつて道を開いて行かねばなりません。

司会　今のかけはなれたというのは、代議士として政治に参与する以外の仕事にということですか。

知事　仲々その点が難しいのですね。例えば中央で代議士になつて、議会運営委員になると、非常に忙しいので、故郷へ帰る暇もない。又故郷の仕事をやる暇もない。一生懸命中央代議士としての仕事を忠実にやると、故郷から問題にされないしね。帰つて来て時々地方の道を修したり、川を修したりすることは代議士の仕事としては、極く末梢的な仕事であつて、国策には大したことではないのであるが、これをやらないと次の選挙に出にくいというように、代議士諸君にも非常に悩みがあると思う。

先頃根来部長のいつた二当一落は世間では二千万円の意味だろうが、幸に今度は皆んな貧乏だから心配はない。(一同笑声)

小瀧　世間ではそう言うように言い伝えられているが、知事さんも経験されていることゝ思いますが、世間で言われている程こ実際はいらない。

知事　世間では、どえらい大きなことを言つているが、実際は、そうはいらないものだ。皆んなが使つて呉れたのを入れると相当なものになるがね。

大津　知事さんの、この前の選挙のように、殆んど競争なしみたいな選挙では費用はかからないでしようね。

知事　いや、あれでも相当いるね。県下一円すると大して違わないね。

小川　矢張り一通りなことは、やらねばならないからね。

大津　抜打ち解散で、選挙費の出来ない人もあると言いますが、実際にそうでしようね。

小瀧　一升の餅にも粉が要るように、知事さんの前の選挙のようでも、選挙となると相当かゝります。

司会　最近の選挙では、運動費の中で、買収の費用などは少いのでしようね。ボス的とでも言うか。

小瀧　今までのようには、ないでしようね

知事　ボスの買収というようなものを考えているようでは、選挙には勝てないと思う。今の選挙は、私はいつも言うように、全く嵐が吹くようなものだ。ザアーと通つて行くと大衆がついてくるね。そこで一部の人のみを考えて、その人の動きにとらわれているようでは勝てない。何物かがありますよ。何か流れに乗らなければ駄目だ。

小川　それを静かに観察すると、当落が分りますね。

小瀧　その動きというのは候補者自身が、その土地、土地の演説会に行つたときの様相を見ると大体分りますね。

知事　今度の選挙なんかは難しいね。一寸予想がつかないね

司会　運動員の顔で相当違うんぢやないかと思うのですが、そう言うことになると、選挙民が選挙を蔑視していると言うような恰好に見えるのですが、この点はどうですか。

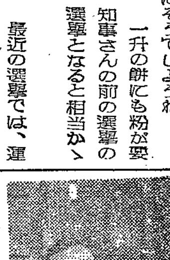

知事　一概にそうはいかないと思う。例えば一区、二区三十万近いという有権者のすべてが候補者を知らない。そこで自分の信頼する人が推薦すれば、一応確かだと思う。選挙を蔑視するのではなくて、人情の常だと思う。だから周囲に立派な人がついて居れば、大体投票するということになると思う。

宮井　家庭に閉じこもつている婦人などは、矢張り主人のいう人ということになりますからね。矢張り特定の運動員の顔の知れた人、信用される人に集中されることになりますね。

知事　この前の選挙のときに私が予想もしない所に、沢山票があつてね。調べて見ると、そこの小さい字に小野という所がある。それでそこの人が私の名前を入れたのですね。(笑声)

小瀧　この前にある有権者の裏話を聞いたことがあるが、それは近所の誰か甲という候補者を入れてあげるように頼まれたらしいのですが、書きつけていないので、これまで書きつけている人の方が書き良いので、大体私共の年令の人は、そうなつてでしようという話があつた。

大津　難しい名前は損ということになりますね。

(続き)

る新聞で作つたものです。この地方新聞協会をうちが世話をしているので、何か公明選挙に関する会合を相談したいと考えています。

司会　それは一つやつて戴きたいですね。

知事　新聞の責任は実に大きいものだな。必ずしもその動きが公正でない新聞が中にはあるが、これが禍いするところが実に大きい。こんなのを何とかする方法があればいいんだが（笑声）

宮井　候補者に個人的につながつている新聞が大分あるかもしれないからね。

知事　只今の代議士戦には個人的な繋がりがあるかどうか知らぬが、今までの選挙では相当あつたですね。

公明選挙は先ず町村から

情実のからむ町村の選挙

司会　公明選挙のために成人講座を特別にこの選挙に間に合うように開くのはどうでしようか

宮井　それはまあ考えられたのですが、結局指導者の問題で、政治の批判が或る場合には選挙妨害になつて来た場合は困るので、時期的にはもう少し余裕があれば出来るんですが、いま急に展開しても末端でそうした選挙妨害式なものをやられた場合、又政党各人のもつている考え方を充分展開出来る人があるかどうかで。不安があるんでね。

大津　間違つたことをやるのならやらぬ方がよいね。間違いをやられるとこちらがめんどうだ（爆笑）

宮井　候補者にぶつかつて、自由党の政策がこうだ、何があゝだと批判して、それじやお前はどれがよいと思うかといわれた時、いわねばならないからね。それは皆様のお考えどおりといつて引き下がることはできませんでしようからね。

知事　選挙に這入つたら、もうむしろやらない方が賛成だ。

小川　危いからね。

宮井　平素我々は当然責任上やつておかねばならない仕事ですがね。

知事　粛正選挙、公明選挙という程度はもう誰でもわかつていることだから。

小川　現実の政治をモデルにして話さなければ興味がないしね。そうすると特定の政党が出て来てやつかいですしね。

大津　指導者がそれほどに思つておらなくとも、その会を利用しようとする人が出て来た場合、指導者が負けちやつてごらんなさい大変だからね。

司会　それじや、市町村長とか市町村の選挙管理委員会にこの問題を粛正選挙の連盟を作つてくれと呼びかけるのはどうでしようか。

小瀧　選挙は、具体的に衆議院選挙、知事選挙、県議会議員選挙と並べて批判してみますと、一ばん弊害の多いのは、現在では、私の考えでは町村長選挙です。

知事　選挙そのものはですか。

小瀧　そうです。

小川　そりや、そうでしようね。どうしても情実がからみますしね。

小瀧　それも弊害がひどい。私の知つている範囲では、名前は申しませんが、村長の選挙で四十万円位使つている人がある。そして選挙で勝つても負けてもその選挙の結果が村政の上にずつと影響している。

知事　その点たしかにそうですね。小さい村の選挙は後へ尾を引くから、これは困つたものだ。

小瀧　公明選挙の徹底は先ず町村第一ということですな。（一同笑う）

宮井　まあ、狭いだけに義理、人情、親籍つきあいということが影響されますからね。

小川　やはり、一ぱい飲ますとかいうことが止まらんのでね

小瀧　それも友人知己というように筋が通つていればよい。親籍でもすでにいがみあつて交際せんというのはいかん。（笑声）これは術気筋で困つたもんでな、いわゆる家族制度を大きな言葉でいえば、破壊することになりますな。

輝かしい歴史をきづこう

司会　昨日、標語をしらべてみたんですが、標語の今度の一等当選は「この一票は政治をきめる」二等は「独立の門出、違反のない選挙」、三等は「独立日本に自覚の一票」、佳作は「粛正はおらが県から部落から」「この一票出たい人より出したい人へ」

小瀧　これは県で応募した方のを国へもつて行つて、国の選管で選ばれたものです。この中二三等は和歌山県のものです。

小川　これを地方選管でポスターにして配るんですね。

選挙法を徹底

司会　選挙民に呼びかけるのも良いですが、候補者自身の協力を得なければ、なかなかこの運動は成功しないと思われるんですが、これに対し呼びかける方法があるでしようか。

大津　しかし或る程度宣伝が必要ですね。多少費用がかゝつても、大分選挙法が変つて来ているから、こういうことをしたら違反だとかを。そういうことは公明選挙運動或は選管でやるのかもしれないが、又新聞の協力が肝腎ですが、ある程度そういう方面のこともやらんと公明選挙が燃え上がつて来ないと思うんです。

小川　ポスターとかね。

小瀧　私の方では選挙する方々の心得として、ごく大まかなものは印刷して学校等へ配つています

大津　まあ、こちらも取締の方は充分やらしていただきますから。

司会　十三国会でも衆議院の公明選挙の決議をしていますな。で全議員さんがもう皆自覚していただいているわけです。

知事　確かなもんじや。

司会　公民館などにやつてもらう勧奨は出来ると思いますね

知事　公民館あたりでしようね。

宮井　選挙管理委員会から御勧奨願つて、私たちの方はそれをバックアップさせて戴く。私たちの方が主になつて、それをやれとおしつけて行くのは、今の選挙は教育委員の選挙もからんでいますからなかなか出来にくいと思うんです。

（大津国警隊長退場）

小瀧　結論として一言申しておきたいと思います。

この程、先刻申しましたように知事さんの御心配で下村先生がおいでになつて講演された。その講演の言葉の中に「日本に誇るべきものが二つ出来た。それは競馬競輪が全国的に流行つている。それは外国にはこれほど盛んな例がない。もう一つはパチンコである。（これは昨日私の聞いた話ですが、山口市では人口十人に一台機械を備えているとのこと）これはまことに日本として誇るべきものだ」とね。それと反対にこれを最近私が申したんですが、日本に於ける選挙のはじまりは和歌山である。和歌山県は選挙の元祖なんです。これは和歌山県の大きな誇りです。今度の選挙に於いて、この誇りを更に裏付けする意味において又この歴史を再び生かす意味に於いて県民の方々全部が公明選挙のためにお骨折り下さるようお願いします

司会　それでは色々とありがとうございました。今後公明選挙の推進のために一層の御協力をお願いしたいと存じます。

×　×　×

選挙法改正の要点

法定選挙費は　一区　四十万四千円　二区　三十四万千八百円

文書図画の回覧

原則としては禁止されているが、⑴選挙運動に使用される自動車、拡声機、船舶や、連呼行為を行う場合の自転車、その他の乗物などに使うポスター、立札、ちようちんは移動させてもよい。

⑵個人演説会の会場や、街頭演説の場所で、その演説中に使用するポスター、立札、ちようちんや看板は会場から次の会場へ行く途中ならば表示してもよい。

文書図画の掲示

前に示した回覧のできる文書図画は掲示もできるが、このほかに許されているのは次の場合だけで、衆議院選挙の場合は運動用ポスターが使えなくなつた。

⑴選挙事務所を表示するポスター、立札、ちようちん（一個に限る）看板の類。

⑵個人演説会を表示するちようちん一個。

⑶街頭演説中のポスター、立札、ちようちん（一個に限る）看板の類。

⑷運動用ポスターは都道府県教育委員二千枚、市委員五百枚、町村委員百枚

⑸個人演説会告知用ポスターは、衆議院議員、県教育委員とも千二百枚、選挙運動用ポスターと演説会告知用のポスターは、いままで公共施設に張ることができなかつたが、こんどは橋とか、電柱、公営住宅などの公共施設にも、その所有者や、管理者の承認を得れば、張れるようになつた。

選挙運動に使われる看板類にはこれまで、アドバルーンや、ネオンサイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写なども含まれていたが、これらが看板類から除外された。

文書図画の掲示についての違反は一年以下の禁錮又は一千円以上三千円未満の罰金に処せられます。

自動車、船舶、拡声機の使用

衆議院選挙、都道府県と五大市の教育委員の選挙には自動車か船舶のいずれか一つと、拡声機二台、五大市を除く市の教育委員は、自動車か、船舶のいずれか一つと拡声機一台、町村の委員は自動車や船舶は認められず拡声機一台だけに限られている。

個人演説会の制限

衆議院選挙の場合は、これまで何回行なおうと良かつたのだが、今回は、六十回に制限された。県教育委員の選挙も同様だが、市町村の教育委員の選挙には同数の制限がない。この個人演説会は選挙運動のための座談会や候補者が共同して行う演説会なども含められて回数に計算される。

このほか、個人演説会には録音盤を使つて演説出来るが、これは代理人の録音でも差支えないし、また候補者が会場にいる心要もない。

公営立会演説会

これまでは候補者が直接演説することを原則とし、候補者の代理人が出席する場合は、立会演説会の総回数の三分の一以内に限られていたが、こんどは代理人だけで、すべての立会演説会をすませることもできることになつた。

また立会演説会を開催しなければならない市町村の人口の基準が引下げられ、市では人口五万人から四万人單位となり、町村の場合は、これまで人口五千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会が指定するものとされていたのを、人口四千人以上の町村ということになつた。

街頭演説の制限

これまでは殆んど無制限だつた街頭演説は、選挙管理委員会が候補者に交付する一本の標旗のもとでなければできなくなつた。しかも一定の証明書をもつたものがその場所にいなければならない。候補者がその場にいる場合でも標旗を必要とするから、事実上街頭演説は同時に二ケ所以上できないことになる。

連呼行為の制限

連呼行為は街頭演説に必要な標旗がなければできなくなつた。しかもこの連呼行為は、選挙運動用の自動車とか自転車など、乗物の上からでなければできない。また自転車などで連呼する場合でも、標旗のついた自転車にのつているものだけに限られている。

街頭演説及び連呼行為において、選挙運動に従事する者は、候補者一人について、十五人以内とし、これらの者は当該機関から交付される一定の腕章を着けなければならない。また連呼運動と街頭運動のできる時間は午前六時から午後九時までと短縮された。

標旗をもたないで街頭運動や連呼行為をやつたものは、二年以下の禁固または、三千円以上五千円以下の罰金に処せられる。

政党その他の政治団体の政治活動

衆議院議員の総選挙においては、その選挙運動の期間中に限り、政党や政治団体の政治活動のうち、政談演説、街頭演説、連呼行為、宣伝のための自動車の使用、ポスターの提示などは、原則として禁止されている。ただ全国を通じて二十五名以上の候補者を出す政党や政治団体は次の例外が認められている。

⑴政団演説は一選挙区一回。

⑵街頭演説と連呼行為は宣伝用の自動車の上に限つてできる。

⑶宣伝用自動車は政党、政治団体の本部、支部を通じ、候補者二五―九九名の場合は三台以内、一〇〇―一九九名の場合は五台以内、二〇〇名以上の場合は八台以内を使用することができる。

④政策の普及などのためのポスターは一選挙区について千枚以内とし、県選挙管理委員会の検印を必要とする。このポスターには候補者の氏名は書けない。

法定選挙費用

選挙運動に使われる支出金額は、その算出の基準額が引き上げられたので、衆議院議員の総選挙の法定選挙費用は、これまでの全国平均約十八万円から約三十六万円になつた。本県においては一区四十万四千円、二区三十四万千八百円となつている。

最後に今度の改正で、一般選挙民が知らずに犯しやすい違反を挙げると、よく候補者やその運動員から、「君の親友A氏によろしく頼んでくれ」などゝ選挙運動を依頼されることがある。この場合に、A氏に電話や街頭などで投票を依頼するのは差支えないが、法律で定められた以外のはがきや手紙で投票を依頼したり、候補者を推薦したりすると文書図画の制限違反に問われ、二年以下の禁固又は三千円以上五万円以下の罰金となります。

秋うんかの防除

皆さん秋うんかの発生の時期が近づきました。昨年はこのうんかにより大被害をうけた所が県下各所で見受けられました。今年こそは早く発生を発見して稲をこのような惨害から守るよう注意致しましよう。このうんかの発生は気象との関係がふかく、暖冬の年は発生が多く、又八、九月頃の天候が蒸し暑い日が続いたり、日中高温で朝夕が涼しいとウンカの発生が多くなります。

このウンカは発生の初期においては一寸見廻つた位ではその発生がわかりませんから田を対角線に歩いて株の基の方をよく調べて下さい。トビ色をした油ぎつたウンカはいないでしようか、又水田の落水口に白色の小糖のようなものが浮いていたりするとウンカが発生している印ですから注意して下さい。ウンカの発生しやすい場所は、日当り及び風通しの悪い場所、一枚の田でも中央部、多肥出来過ぎの田、[illegible]栽培田等から発生し始めます。

又発生の状況は幼虫の数が多かつたり、又羽の短い型の幼虫が多いような時は被害が予想されますから早期に防除致しましよう。

防除の方法としてはBHCか、石油による注油により駆除を行いましよう。

BHCは〇・五%粉剤なれば反当り三瓩を標準として株の基に充分かゝるように撒布して下さい。

水利剤なら〇・〇五%を水でうすめて反当り一石を撒布して下さい。

その他DDT粉剤〇・五%なれば反当四瓩を撒布します。

注油駆除を行う場合は、石油又は経油一升に対し除虫菊粉二〇匁（又は除虫菊エキス六一〇cc）を浸出したものを反当一―一・五升を注入して駆除して下さい。

ウンカの防除は何づれの方法をとるにしても早期に発見して手遅れにならぬよう防除することが大切であります。

農林相談二つ

（問）めん羊の保険料率についてお知らせ下さい

一、めん羊の死亡廃用率はどれ位か（年間の統計）

二、掛金率算定の根拠を示されたし。

三、死亡廃用率を改善し保険料引下げの見込なきや。

四、掛金率のうち国庫負担額はどれほどか。

（答）一、家畜共済に加入しているめん羊頭数は三七、一七〇頭（二十七年三月末現在全国数）で、その共済事故数は六、〇〇一頭（二十六年四月―二十七年二月間）です。

二、掛金率の算定は共済加入家畜の過去の危険率より算出します。危険率とは一定地域に於ける一定年限（家畜の場合四年）の共済事故発生率をいゝ、一定地域とはめん羊については府県共済組合連合会の区域で、従つて掛金率は家畜共済のき険率の実績により決りますからき険率が高ければ掛金率も高くなるわけです。このようにき険率は地域によつて差がありますが本県の場合掛金率は種牡めん羊二〇・〇%、その他のめん羊一三・四%となつています。

三、保険料率（共済掛金率）は上記き険率の実績から算出されますから、実績如何によつて上、下することになりますが、飼養管理衛生状態の向上によつてだんだんと料率の低下することが期待されます。次期の料率改訂は昭和三十年度において行われることになつています。

四、牛馬だけで、めん羊にはありません。

（問）農林省で農村向簿記として配付している「速記式簿記」を一そろい欲しいのですがわけて貰えますか。代金はいくらですか。

（答）農林省改良局で編さんした簡易農家簿記は日記帳を連記式簿記と多桁式簿記の両者を組合わせて誰にでも記帳出来るようにしたもので本冊の別冊とがあります。改良局ではこれを全国二五〇戸の簿記々帳実験農家に配つて、府県農業改良課の担当官が記帳と経営指導を実施していますが、その他の希望者にも実費頒付いたしますからご希望の方は都道府県庁の農業改良課へ連絡して下さい。実費は一部（本冊、別冊共）で二百円、なお、この他に家計だけを記録する農家家計簿と稲作とか蔬菜とかの農作物の一つを記録計算する農業部門簿記も作つています。

一二四万円集まる

今春の「緑の羽根」募金

二月十日から四月十日まで行われた「緑の羽根」募金は、県民の皆様の協力のおかげで、一二三六、八五五円八三銭という好成績をおさめることが出来た。

内訳は、生徒児童が集めた分は九九〇、〇八五円八五銭で、これは昨年の四四五、九九三円七三銭に比べて二倍以上となる。一般が集めた分は二四六、七六九円六八銭である。

この集つた金は、生徒児童の分は全部学校緑化、学校植林の補助として還元され、一般の分は都市公園の緑化、緑化啓蒙宣伝の費用にあてられる。